

# 江東区外国語専門員講師派遣事業委託プロポーザル実施要領

## 1 目的

江東区では、区立小学校・中学校・義務教育学校・幼稚園に在籍する日常の日本語活用能力が極めて困難な児童・生徒・園児（以下「児童等」という）を対象として、学校教育の効果が高めるため、対象児童等に対して日本語指導等を行う外国語専門員講師派遣事業を実施している。また、教員に対し、日本語指導の考え方や支援ツールの活用方法といった講習会を実施する予定である。

より質の高い日本語指導及び講習を提供するために、公募型プロポーザルにより業者を選定し、外国語専門員講師派遣事業に係る業務を委託することとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

### (2) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、業務実績が良好かつ仕様（実施時間数は除く）が変更にならない場合、契約を2回まで更新することができる。

### (3) 事業規模（委託上限額）

年間概算額：22,070,000円（消費税抜）

ア 児童等に対する日本語指導及び通訳・翻訳等の援助

1時間当たり：4,550円まで（消費税抜）

イ 教員等に対する講習会

1回当たり：115,000円まで（消費税抜）

※年間概算額や各単価は、募集要領公表時点の金額であり、令和7年度当初予算の編成状況により変更となることがある。

### (4) 日本語指導及び講習会の回数

ア 児童等に対する日本語指導及び通訳・翻訳等の援助

全体上限回数（予定）：2,400回（4,800時間）

小学校：児童1人につき16回まで（延長が必要な場合は個別に決定する）

中学校：生徒1人につき18回まで（延長が必要な場合は個別に決定する）

幼稚園：園児の状況に応じて指導回数を協議のうえ決定

※1回の指導は、連続する2時間を基本単位とする。

※全体の上限回数及び1人あたりの指導回数は今後変更となることがある。

イ 教員等に対する講習会

予定回数：2回（4時間）（内訳：小学校1回、中学校1回）

※回数は今後変更となることがある。

※令和7年度当初予算の編成状況により、講習会を実施しないことがある。

(5) 指導言語

中国語、英語、ベトナム語、タガログ語、韓国語、ネパール語、ロシア語、インドネシア語、ヒンドゥー語、スペイン語、その他学校等から申請のあった言語

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 東京都内に本社または営業所等があること。
- (7) 直近3年以内（令和4年度～令和6年度）に東京都または東京都内区市町村から提案業務と同種の業務を受託した実績があること。

### 4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間  
令和6年10月21日（月）～令和6年11月13日（水）
- (2) 質問受付期間  
令和6年10月21日（月）～令和6年11月6日（水）午後5時まで
- (3) 質問回答日  
令和6年11月8日（金）
- (4) 参加表明書の提出期限  
令和6年11月13日（水）午後5時厳守
- (5) 企画提案書等提出期限  
令和6年11月20日（水）午後5時厳守
- (6) 第1次審査  
令和6年12月中旬
- (7) 第2次審査  
令和7年1月中旬～下旬
- (8) 最終選定結果通知  
令和7年1月下旬～2月上旬

## 5 参加手続

### (1) 実施要領の公表

ア 公募期間：令和6年10月21日（月）～令和6年11月13日（水）

イ 公募方法：区ホームページにて公表

### (2) 質疑・回答

ア 質問受付期間：公募開始～令和6年11月6日（水）午後5時まで

イ 質問方法：質問書【様式2】を電子メールにより下記担当部署まで提出

ウ 回答日時：令和6年11月8日（金）

エ 回答方法：質問への回答は江東区 HP (<https://www.city.koto.lg.jp/>) に  
掲示し、個別の回答は行わない

### (3) 応募書類の提出

ア 提出期限：参加表明書・・・令和6年11月13日（水）午後5時厳守  
企画提案書等・・・令和6年11月20日（水）午後5時厳守  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）

※持込み先は、「10 担当部署」を参照

## 6 応募書類

### (1) 参加表明書【様式1】・・・1部

### (2) 企画提案書（任意様式）・・・正本1部、副本8部

- ・「(別紙) 提案事項」の内容を必ず含んだものを作成すること。
- ・正本には【様式4】、副本には【様式5】の表紙をつけること。
- ・A4 縦版・横書き・両面印刷 20 ページまで（但し表紙は含まない。）
- ・文字のサイズ、フォント及び印刷方法（白黒・カラー）は指定しない。
- ・図や表の挿入は可。

※副本については、社名、担当者名等、提案者名が特定できる表現を記載しないこと。  
また、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

### (3) 価格提案書（見積書）・・・1部

- ・任意様式とする。
- ・あて先は「江東区外国語専門員講師派遣事業委託事業者選定委員会 委員長」宛で作成すること。
- ・金額は税抜で指導1時間当たり及び講習会1回当たりの金額、年間の合計額、内訳（単価×実施時間数）を表示すること。

### (4) 定款またはこれに代わるもの・・・1部

### (5) 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）・・・1部

※決算が確定している直近3年のもの

### (6) 納税証明書（法人税・法人事業税・消費税・地方消費税）・・・1部

※発行日から3ヶ月以内のもの

- (7) 直近3年以内（令和4年度～令和6年度）の東京都または東京都内区市町村における同種業務の受託実績が確認できる資料（契約書の表紙等）の写し・・・1部  
※提出期限については、「4 スケジュール」のとおり

## 7 選定・評価方法

### (1) 選定基準

別紙「選定基準」のとおり

### (2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

### (3) 評価方法

企画提案書・価格提案書・ヒアリング及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、評価する。

#### ①第1次審査

応募書類の書類審査を行い、合計点が高い順に最大3事業者を第1次審査通過事業者として選定し、第2次審査の対象とする。

審査結果は応募した全ての事業者に電子メールで連絡する。

第1次審査通過事業者には、第2次審査の実施日・実施方法をあわせて通知する。

#### ②第2次審査

第1次審査を通過した事業者によるプレゼンテーション（15分）及びヒアリング（10分）、応募書類により審査を行う。

### (4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合合計点（第1次審査・第2次審査の合計）が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、第2次審査の評価点が高い事業者を候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合合計点が6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

### (5) 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第2次審査参加者全員に選定又は非選定の結果を郵送で通知する。

また、契約締結後、下記項目において江東区HP (<https://www.city.koto.lg.jp/>) において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

#### 【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合合計点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

### (6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 応募資格を満たさなくなった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 8 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 9 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届【様式3】により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提出された書類は返却しない。なお、提出書類について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- (8) 本業務の実施及び予算額については、令和7年第1回区議会定例会における令和7年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。また、令和8年度及び令和9年度において委託継続となった場合の委託契約の時間単価は、原則当初提案額を上回ることはない。

## 10 担当部署

江東区教育委員会事務局教育支援課教育支援係

所在地：〒135-0016 江東区東陽2-3-6 教育センター2階

TEL：03-3647-9307 FAX：03-6458-6087

E-mail：582100@city.koto.lg.jp